
 編集委員会依頼論文

危機事象に関する「想定内」と「想定外」の曖昧な境界

齊藤 誠*

2020年5月15日投稿

要約：本稿では、2011年3月11日の大津波の到来によって引き起こされた福島第一原発事故を分析対象として、大津波到来も、事故状況も、あらかじめ想定されていた事態であったにもかかわらず、事故当時は、事実上、「想定外」の事象として取り扱われてしまった背景を考察していく。特に、原発事故については、徴候ベース危機対応マニュアルによってあらかじめ想定され、対応手順も明確に定められていたにもかかわらず、当該マニュアルの手順とまったく正反対の対応がとられた。こうした錯誤をもたらした要因は、徴候ベース危機対応マニュアルが対象としたような、有効な対応が十分可能な危機状況と、シビアアクシデント危機対応マニュアルが対象としたような、有効な対応が限定的な危機状況が混同され、前者の状況が後者の状況とともに「想定外」とされてしまったところにある。

キーワード：想定内と想定外、不確実性、徴候ベース危機対応マニュアル、危機事象

1. 「想定内」にしようとする力と「想定外」にしようとする力の綱引き

本稿では、将来の危機的な事象について、それを「想定内」にしようとする力と、逆に、それを「想定外」にしようとする力がぶつかりあった結果、ある事象が「想定内」にも、「想定外」にもなることを明らかにしていく。場合によっては、同じ事象が、時に「想定内」になり、時に「想定外」になることもありえる。本稿では、ある危機的な事象をめぐって「想定内」と「想定外」の間にダイナミズムが繰り広げられていることを分析していく。

通常、経済学では、将来の起こりうる事象について、その状態を明確に定義し、それぞれの状態が発生する確率を特定できるときに、その事象をリスクとして取り扱い、状態が定義できない、あるいは、発生確率が特定できない場合、その事象を不確実性として取り扱われる。

こうしたリスクと不確実性という区別に「想定内」と「想定外」のコントラストを対応させると、将来の事故がリスクとして想定されている状況が「想定内」であり、将来の事故の可能性の評価について、事故の可能性が不確実な状態で放置されている状況が「想定外」ということになるのだろう。

通常理解では、「想定内」のリスクと「想定外」の不確実性は外生的に区別されているとされる。しかし、本稿では、先述のように、将来の事故の可能性について、「想定内」のリスクに組み込もうとする力と、「想定外」の不確実性に追いやろうとする力がせめぎあって、「想定内」のリスクと「想定外」の不確実性が内生的に決定されるという立場をとる。

将来の危険事象についてリスクと不確実性が外生的に区別されるケースについては、当時、原子力安全委員会委員長であった斑目春樹が、2007年2月16日に浜岡原子力発電所差止裁判で「つまり何でもかんでも、これも可能性ちょっとある、これはちょっと可能性がある、そういうものを全部組み

*名古屋大学